

福井東足羽包括支援センター（介護予防支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人厚生会が開設する福井東足羽包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健・医療・福祉・介護サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、福井市及び、関係機関等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 福井東足羽包括支援センター
- ② 所在地 福井市下六条町217番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- ② 担当職員
保健師その他これに準ずる者 1名以上
主任介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員 1名以上
社会福祉士 1名以上
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ③ ただし、営業時間外は電話により24時間対応可とする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規程)に従って実施する。
- ② サービス担当者会議について
 - 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
 - 2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を有し、介護予防サービス計画の原案の内容について、関係機関の担当者等から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、照会等により意見を求めるものとする。
- ③ 担当職員による居宅訪問頻度等
 - 1) 提供開始月
 - 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - 3) サービスの評価期間が終了する月
 - 4) 利用者の状況に著しい変化があったときなお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ④ モニタリングの結果記録
少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、福井市(六条地区、文殊地区、上文殊地区、酒生地区、東郷地区、一乗地区、美山地区)とする。

(虐待防止について)

第8条 センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じる。

- ① 虐待防止に関する責任者を置く
- ② 成年後見制度の利用を支援する
- ③ 苦情解決体制を整備する
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修を実施する

(その他運営についての留意事項)

第9条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年1回以上

(秘密保持)

第10条 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族等の情報を保持する。

- 2 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の情報を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第 1 1 条

1. 窓口

センターは、自ら提供した指定介護予防支援または、居宅サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に対する利用者からの苦情に迅速に対処するため窓口を設ける。

2. 調査協力・改善

センターは利用者等からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力すると共に、利用者、家族等、その他からの苦情を受け付けたとき、または自治体から改善に対する指導、助言を受けたときは迅速に改善を行う。

(事故発生時の対応)

第 1 2 条

1. センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。

2. センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(協議事項)

第 1 3 条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は福井市、医療法人厚生会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 19 年 2 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 20 年 8 月 1 4 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 22 年 1 月 12 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 22 年 3 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 23 年 3 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日からこれを改正され施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日からこれを改正され施行する。